

## 第19回南島原市農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和8年1月27日(火) 午後2時32分～午後3時30分

2 開催場所 有家コレジヨホール 2階 大会議室

3 出席委員  
(農業委員)

2番 馬場正国	3番 中川繁憲	6番 宮崎陽一	7番 神崎好史
8番 植木健太郎	9番 石橋浩昭	10番 山崎伸吾	11番 寺田健蔵
12番 山下勝也	13番 瀨本康弘	14番 浅田修弘	15番 内田一郎
16番 伊崎美代子	17番 水田 勇	18番 金子初夫	

会長 太田香代子

(農地利用最適化推進委員)

19番 増田孝徳	20番 入江泰子	21番 中野裕二	22番 田中智也
23番 松尾和昭	25番 田中芳邦	27番 林田浩也	29番 岡田裕弥
31番 本多晋介	32番 三宅東英	33番 飛永敏博	36番 田中八郎
37番 田中昭博	38番 荒木健一	39番 山本敏晴	40番 宮崎 努
41番 本田勝彦	42番 柴内成世	43番 金井圭司	44番 本多利任
45番 兼俵朝樹	46番 本多信之介	47番 木下勝徳	48番 太田保則

4 欠席委員  
(農業委員)

1番 相良栄一郎 4番 楠田耕三 5番 寺田俊秀

(農地利用最適化推進委員)

24番 山口俊一 26番 吉岡長久 28番 本多正敬 30番 原田久也  
34番 本多 力 35番 中山秀樹

5 議事録署名委員 2番 馬場正国 3番 中川繁憲

6 事務局出席者 小淵 忍 山本忠介 山口朋子 円口智仁 菅 三郎

[ 日 程 ]

議案第77号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第78号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第79号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による要請について

議案第80号 農地利用最適化推進委員の委嘱について

そ の 他 ・農地法第18条第6項の規定による通知について  
・使用貸借を解約した旨の通知について

・非農地証明書交付願について

事務局（〇〇局長） それでは、皆さん、こんにちは。

定刻を若干過ぎましたけれども、ただいまから第19回南島原市農業委員会総会を開催いたします。

本日は、1番相良委員、4番楠田委員、5番寺田委員、24番山口委員、26番吉岡委員、28番本多委員、30番原田委員、34番本多委員、35番中山委員の農業委員3名、推進委員6名から欠席の届出がっております。出席農業委員数は16名で、過半数には達しておりますので、総会は成立しております。

会議規則第5条の規定によりまして、会長が議長となり議事を進行いたしますので、よろしくお願いいたします。

議長 皆様、こんにちは。

年が変わりまして、最初の南島原市農業委員会総会ではありますが、皆様には大変お忙しい中ご出席いただき、誠にありがとうございます。本年もどうぞよろしくお願いいたします。

昨年は、農作業体験交流事業や農地なんでも相談会を皆様のご協力により実施し、新しい形での農業委員会活動が行えました。これらにつきましては、さらに力を入れ本年も実施してまいりますので、ご協力をお願いいたします。

また、地域計画の実行（実現、ブラッシュアップ）における農業委員会の新たな役割とともに重要性が増すことから、協議の場に参加し、よりよい地域農業の発展に寄与することとなります。既に案内がまっていることと思いますので、多くの参加をお願いいたします。

農業者年金の加入推進でございますが、2月までが強化月間となっておりますので、県の目標数値まであと一步のところですので。引き続き、目標達成に向けて継続活動をお願いしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

ただいま事務局長から、農業委員数19名中、出席委員は現在16名との報告があり、総会開催に必要な過半数には達しておりますので、総会が成立することを宣言いたします。

それでは、議事録署名人に2番馬場委員、3番中川委員を指名いたします。

ただいまから議案の審議に入ります。

議事に入ります前に、本日の総会議案に追加議案として、**議案第80号 農地利用最適化推進委員の委嘱について**を提案いたしたいと思っております。

内容については、事務局から説明させます。

事務局（〇〇） それでは、説明させていただきます。

皆様もご承知のとおり、農地利用最適化推進委員につきましては、諸般の事情によりまして、有家地区、西有家地区、各1名が欠員となっておりますので、令和7年12月25日から令和8年1月23日まで30日間、募集を行ったところです。募集の結果、有家地区、西有家地区、各1名の応募がありましたので、本総会で委嘱についてご審議いただくものです。

また、併せて、議案審議の順序について、議案の最初にご審議をいただくようご提案いたします。

以上です。

議長 ただいま事務局の説明が終わりましたが、議案第80号 農地利用最適化推進委員の委嘱についてを追加議案とすること並びに議案審議の順序について最初に審議することにご異議ありま

せんか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認めます。よって、議案第80号 農地利用最適化推進委員の委嘱についてを追加議案とし、最初に審議することにいたします。

それでは議事に移ります。

**議案第80号 農地利用最適化推進委員の委嘱について**を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局(〇〇) それでは、説明させていただきます。

推進委員の主な活動は、農業委員の皆さんと連携を図りながら、担当地区内で農地法申請に係る意見、具申並びに遊休農地対策、農地の利用集積、新規参入の促進などの農地等の利用の最適化を推進していただきます。また、任期は、委嘱の日から農業委員の皆さんと同じ令和9年7月31日までとなります。

有家地区及び西有家地区の農地利用最適化推進委員応募者の氏名、生年月日、住所につきましては、配付いたしました資料のとおりとなっております。

今回、農業委員会等に関する法律第17条第1項の規定により、農業委員会が推進委員を委嘱することになっておりますので、農業委員の皆さんにご審議いただくものです。

以上で説明を終わります。

議長 ただいま事務局より説明がありました件について、農業委員の皆さんからのご質問等ございませんか。

(「異議なし」との声)

議長 ただいま異議なしというお声をいただきましたので、議案第80号 農地利用最適化推進委員の委嘱について採決いたします。賛成の農業委員の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 全員挙手でございます。よって、議案第80号は原案のとおり可決いたしました。それでは、ここでただいまより休会といたします。

(休 会)

(再 開)

議長 それでは、再開いたします。

**議案第77号 農地法第3条の規定による許可申請について**を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局(菅) 説明させていただきます。

議案第77号 農地法第3条の規定による許可申請についてでございます。

2ページをお願いします。

今月の案件ですが、売買3件、2, 176平米、贈与2件、1, 633平米です。

(議案第77号 番号1～5を朗読)

以上、農地法第3条の許可基準の同じ条の第2項第1号の農地取得後全ての農地等の耕作を効率的に行うと認められない者、第4号の農作業に常時従事すると認められない者及び第6号の周辺の地域における効率的かつ総合的な利用に支障を生ずるおそれがあると認められる場合ですが、全て許可基準を満たしているものと思います。

以上でございます。

議長 説明が終わりましたが、農地法第3条の許可申請についても現地調査を踏まえて審議しなさいということになっております。

それでは、1番の案件は深江の案件ですが、深江の委員さん、いかがでしょうか。

(「問題ありません」との声)

議長 次に、2番から5番の案件は有家の案件ですが、有家の委員さん、いかがでしょうか。

(「問題ありません」との声)

議長 意見等ないようですので、申請どおり許可することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認めます。よって、申請どおり許可することに決定いたします。

それでは、**議案第78号 農地法第4条の規定による許可申請について**を議題といたします。

番号1並びに番号2については関連する案件ですので、一括して事務局の説明を求めます。

事務局(〇〇) それでは、私のほうから、議案第78号 農地法第4条の規定による許可申請について説明いたします。

番号1になります。3ページをお願いします。

番号1、有家町の〇〇さん、有家町〇〇番、地目が畑で、現況は宅地です。地積のほうは689平米です。転用の目的は、農業用施設用地です。平成30年に当該農地に農業用施設を建設し、今後も追認を得て、農業用施設用地として利用したいということでございます。

備考にありますけれども、農振内の農用地外です。隣接する〇〇番〇の一部、宅地になります。こちらが377.3平米のうち86.91平米と一体利用といたします。令和7年12月24日付で、簡易手続相当ということでいただいております。

本案件につきましては、転用者が農地を取得しようとした際、当該の農地の農業用施設が農地法の転用許可を得ないまま建設されていたことが判明いたしました。農業経営の効率化を図るために、平成30年に農業用施設を建築されました。よって、違反転用案件として、去る令和7年12月23日付で県へ違反転用連絡票を提出し、12月24日付で追認許可相当との判断した旨の通知がありました。

本案件の農地区分につきましては、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当しますので、第1種農地と思われませんが、農業用施設、農畜産物処理加工施設及び農畜産物販売施設への転用であることから、例外規定に該当すると思われます。

農業用施設用地689平米と一体利用地86.91平米、合わせて775.91平米となります。農業用倉庫、鉄骨造平家建て250.73平米となっております。農業用施設、ビニールハウスになりますが、こちらが86.67平米となっております。現状のまま整地され、周囲は既存の石積みとコンクリート擁壁があり、コンクリート舗装と砂利舗装がしてあり、土砂の流出はありません。

雨水につきましては、基本、自然流下です。敷地は若干東側に傾斜しております。流れ先は、隣接する赤道へ放流されております。この赤道につきましては、排水路を兼務している模様です。この赤道の流末につきましては、東側にある縦道の市道の道路側溝に最終的には流れるようになっております。なお、赤道ということですので、事前に行政書士を通して市の管理課へ問合せをしてもらった結果になりますが、当該の農業用施設が完成する前から、この赤道につきましては排水路を兼務しているということであり、また当該施設が完成して約7年間、特に問題がなかつ

たことから、現状のままでよいという回答をいただいたということで、行政書士より報告をいただいております。汚水、雑排水につきましては発生いたしません。

資金につきましては、追認許可相当であり、追加の工事もないので、追加資金はありません。以上でございます。

続きまして、次の4ページになります。

番号2、有家町の〇〇さん、有家町〇〇番〇、地目が畑、現況、宅地です。地積が154平米になります。転用の目的は、農家住宅用地となっております。平成20年に隣接宅地に農家住宅を建て替えましたが、そのとき当該農地内まで境界を越えて住宅を建築してしまったということでございます。今後も追認を得て農家住宅として利用したいということでもあります。

備考欄になりますが、農振内農用地外です。隣接の〇〇番〇、宅地になります。面積が841.05平米と一体利用となります。なお、令和7年9月1日付で簡易手続相当、令和7年11月26日付で農振除外の手続が完了しております。

本案件につきましては、転用者が同じく農地を取得しようとした際に、当該農地に農家住宅の一部が農地法の転用許可を得ないまま建設されていたことが判明いたしました。平成20年に隣接地の〇〇番〇の宅地であった農家住宅が老朽化したので、同じ場所に農家住宅を建て替えました。そのときに、申請地に境界を越えて建設されております。よって、違反転用案件として、去る令和7年8月29日付で県へ違反転用連絡票を提出し、9月1日付で追認許可相当と判断をした旨の通知がありました。

本案件の農地区分につきましては、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地に該当いたしますので、第1種農地と思われませんが、居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続して設置されることから、例外規定に該当すると思われれます。また、令和7年11月26日付で、南島原農業振興地域整備計画の除外手続が完了していることを申し添えます。

農家住宅用地154平米、一体利用地841.05平米を合わせまして、995.05平米となっております。農家住宅、木造2階建て、194.45平米です。現状のまま整地されており、周囲には既存の石積みがあるため、土砂の流出の心配はありません。雨水につきましては、基本自然流下ではありますけれども、敷地内が若干東側に傾斜しており、最終的には道路側溝へ放流されております。建物部分の雨水につきましては、溜樹と排水管を経由して道路側溝へ放流されております。汚水・雑排水につきましては、申請地内にある合併浄化槽を経由し、道路側溝へ放流されております。

なお、資金につきましては、追認許可申請であり、追加工事もないので、追加の資金はありません。

以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いいたします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

1月23日9時30分頃から、〇〇委員、〇〇推進委員、事務局2名で見てまいりました。場所は、有家町の〇〇停の広域農道のそこに〇〇ショップ〇〇というのがありますけれども、そのバス停から上に、〇〇のほうに500mぐらい山手に上がったところにあります。

先ほど事務局からの説明があったように、平成30年に農業用施設が建っております。農業用倉庫と農業用施設としてビニールハウスがあり、どちらも日常の問題はないと思います。また、周囲にハウスとかありますけれども、そこはもう申請者のものでありますので、日照関係でも問

題ないと思います。また、周囲は既存の石積みとコンクリート擁壁にして、コンクリート舗装、砂利であります。雨水については、先ほど事務局からあったように、市の管理課と協議がされており、今まで被害がないということで問題ないと思います。既に建物も建っておりますので、解体して農地に戻すことは難しいと思います。よって、周辺に大きな影響もないことから、許可相当として見てまいりました。皆様のご審議よろしく申し上げます。

続けて、2のほうに。

2のほうも同じで、1月23日9時45分頃から、〇〇委員、〇〇推進委員、事務局2名で見えてまいりました。先ほどの1番のすぐ隣になりますけれども、事務局からの説明どおり、その辺の宅地にあった住宅を取り壊して建て替えたということです。以前、申請地には木が生い茂っており、農地とは思わなかったということで、建て替えのときに土地を整理して、隣の農地との境界に石積みして住宅を建てたそうです。周囲は石積みとなっております、問題ないかと思えます。日照についても、北側の農地よりも低く、また申請人の農地であることから問題ないと思えます。雨水については、建物部分、雨どいを経由して道路側溝に流れており、それ以外についても最終的には同じ道路側溝に流れます。汚水・雑排水については、合併浄化槽を経由して、また同じ道路側溝のほうに流れます。もう18年ほどたっておりますので、これを解体して農地に戻すことは難しいと思います。そういったことから、許可相当として見てまいりました。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行された〇〇番〇〇推進委員からご意見等ございませんか。〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

1の案件に関しましては、市の管理課からも赤線のほうに流されるというのを確認されておりますので、致し方ないのかなと思いました。

2の案件に関しては、これも致し方ないかなと思っています。皆様のご審議、よろしく申し上げます。

議長 それでは、番号1について、ほかの委員さんからご意見等はございませんか。〇〇委員。

〇〇番〇〇委員 ちょっとお尋ねします。

番号1でビニールハウスがあるんですけれども、それは野菜か何か作ってあるんですか。もし、野菜等作ってあれば、農地のままに残さんばいかんじやないかなと思いますけれども、どうですか。

議長 事務局。

事務局(〇〇) 今ちょっと写真では見にくいんですけれども、実はこの中には堆肥とか、あと小さな小型の機械が中に入れてあります。ですので、農業用施設という扱いをしております。

以上です。

議長 よろしいでしょうか。

〇〇番〇〇委員 はい、分かりました。

議長 それでは、番号1について、ほかの委員さんからご意見等ございませんか。

(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、番号1は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認めます。よって、許可相当として県へ進達いたします。

次に、番号2について、ほかの委員さんからご意見等ございませんか。

(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、番号2は許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認めます。よって、許可相当として県へ進達いたします。

**議案第79号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による要請について**を議題といたします。

事務局に説明を求めます。

事務局(〇〇) それでは、議案第79号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による要請について説明させていただきます。

5ページから7ページをお願いします。

今月の案件ですが、新規が賃貸借権7件、2万8,478平米、使用貸借権13件、3万1,016平米、再設定は賃貸借権1件、4,164平米で、合計21件、6万3,658平米です。なお、個別の案件については、朗読を割愛させていただきます。

以上の案件につきまして、地域計画の区域内の農用地等の地域計画に基づき目標地図に位置づけられた農業を担う者に貸し付けること。または、農業を担う者以外の者に貸し付ける計画が含まれている場合、事業規程の基準のア、イ、ウのいずれかを満たしていること及び地域計画の区域外の農用地等の農業委員会が農地中間管理機構に当該計画について定めるべきことを要請していることのア、イ、ウ、エのいずれかを満たしていること、のいずれかを満たしており、地域計画の達成に資することが認められると思われま。

以上でございます。

議長 ただいまの説明に対してご意見、ご質問等を伺うところではございますが、7ページ、番号15、番号18、番号19は出席委員が関係する案件でありますので、その分を除いてご意見、ご質問等ございませんか。

(「なし」との声)

議長 次に、番号15、番号18、番号19について審議いたします。

本委員会の申合せにより、推進委員についても除斥することとなっておりますので、〇〇番〇〇推進委員、〇〇番〇〇推進委員の退場を求めます。

——— 〇〇番〇〇推進委員退席 ———

——— 〇〇番〇〇推進委員退席 ———

議長 番号15、番号18、番号19について、ご意見、ご質問等ございませんか。

(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、長崎県農業振興公社へ賃借の要請をしてよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議がないようですので、賃借の要請を行います。

〇〇番〇〇推進委員、〇〇番〇〇推進委員の入場を求めます。

——— 〇〇番〇〇推進委員入席 ———

——— 〇〇番〇〇推進委員入席 ———

次に、8ページは、**農地法第18条第6項の規定による通知**でありますので、ご覧ください。

9ページは、使用貸借を解約した旨の通知でありますので、ご覧ください。

非農地証明書交付願についてを議題といたします。

番号1について、事務局に説明を求めます。

事務局（〇〇） それでは、非農地証明書交付願についてご説明いたします。

10ページをお願いします。

番号1、北有馬町の〇〇さん、北有馬町〇〇番〇。地目が畑、現況、山林です。地積が202平米となっております。転用の目的、山林です。平成17年頃から耕作しなくなり、平成22年頃から山林化しております。なお、周囲の農地につきましても、登記地目は畑になっておりますけれども、山林化しております。

なお、非農地になることにつきまして、隣接する農地の所有者からは、承諾を得ているということをし添えておきます。

以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いいたします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

1月23日金曜日午後1時40分頃より、〇〇の〇〇委員、〇〇の〇〇推進委員と事務局2名で見てまいりました。場所は、〇〇小学校から細い一本道の〇〇の下まで通っているところに、昔、私たち、子供の頃に遠足で通っていたみたいなんですけれども、こんな道だったかなと。一応、〇〇小学校から大体五、六百mぐらい上がったところにありました。

ご覧のとおり竹がすごくて、どうも農地に復帰は難しいなと思って見てまいりました。周りの方にも声をかけて非農地にしているということなので、特に問題はないと思われませんが、ちょっと周りの畑のほうも、また見て、非農地にしないといけないのかなと思って見てまいりました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行された〇〇番〇〇推進委員からご意見等ございませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。私も〇〇委員と一緒に同行させてもらって、もらえると判断をしてまいりました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

以上です。

議長 ほかの委員さんからご意見等ございませんか。

〇〇番〇〇委員。

〇〇番〇〇委員 申請地だけが荒れているということでありましたけれども、周辺は同じく荒れているならば、地域一体として提案するべきじゃないかと思えますけれども、申請地だけでよろしいんですかね。こうしないと、この荒れ地は増えるばかりで、何とかそういう荒れ地対策ということで非農地証明を出すべきじゃないかと思えますけれども、いかがでしょうか。

議長 事務局。

事務局（〇〇） 先ほど、ちょっと今、前の写真を見ていただいたとおり、もう周りも山化している、山林化しているということになります。ここにつきましては、まだ地目自体が周りも含めて畑ということになっております。ですので、周りのほうにつきましては、今後、一体的に外す方向になるのかなと思っております。これを農地に戻すというのは、非常に厳しいのかなと思っております。

あと今回の非農地証明書につきましては、ちょっとこちらにつきましては、ちょっと別件で農地を取得したいということもありまして、緊急的に対応してほしいということですので、今回、

非農地証明書交付願が出ているということになります。

今後につきましては、こちらについても同行していただいた農業委員さん、推進委員さんともに、ちょっとこういうところは農地パトロール等で赤判定なりといったことをしながら、しなければいけないんじゃないかということで、お互いちょっと話してきたところではあります。あと周りにつきましても、今回そういった同意を求めているということもあわせて、ちょっとそういった話も一体的にできないかなというふうには思っているところであります。

以上です。

議長 よろしいでしょうか。

〇〇番〇〇委員 前もってこういう質問を私もしたこともありましたが、全然進んでいませんが、思っておりますと事務局は言われましたけれども、いつまで思っておられるのか、期限を聞きたいと思います。よろしくお願いします。

議長 事務局。

事務局（〇〇） 〇〇委員がおっしゃるとおりだと思いますけれども、今から令和8年、来年から非農地判断の徹底ということで取り組んでいくことは、もう皆さんもご承知かと思えます。そういった中で赤判定、いわゆるもう山林化しているところについては、皆さんの判断をもって非農地通知を出していくということでございますので、取りかかりが令和8年から、終わりは分かりません。市内全域を見ますと、筆数で言いますとかなりの数がございます。ですので、一番最初どこから取りかかるか、そういったところも含めまして、3月の総会までにはある程度判断の基準を設けたいなど。あと、よければどこの地区から取りかかるか、そういったところまで決められればと思っております。

以上です。

議長 よろしいでしょうか。

〇〇番〇〇委員 8年からということでもありますけれども、農業新聞に載っておりましたとおり、長崎県は全国1位の荒れ地の県ですよ。その中でも、私も農業会議を聞きましたけれども、離島かと聞きましたら違うと。南島原市が1番なんです。そういうことを言われて、ここは荒れ地が一番多いんですよ。日本で多いんですよ。長崎県が1番で、長崎県の中で南島原市が一番多いんですよ。そういう中で荒れ地をもう少し前向きに検討していかんと。この荒れ地ばかりの農地が増えるような南島原市じゃいかんと。8年からやれるということですが、なるべく早めに対応してもらいたいと思います。

以上です。

議長 事務局。

事務局（〇〇） 早めに対応と申し上げられますけれども、実際に非農地の判断をされるのは、農業委員の皆さんです。そこはご理解をいただきたいと思えます。その上で、事務局は必要な書類を作成していくということでございますので、事務局だけでは判断はできません。判断はあくまでも農業委員さんたちが行うということですので、その辺はお互い協力しながら進めていきたいというふうに考えております。

〇〇番〇〇委員 荒れ地調査を終わったばかりで、その回答を出しておられますので、その中で荒れ地という赤判定をされた地域がここは多分あると思えますけれども、それを認識しておられると思います、事務局はね。だから、それに対して対応をお願いしたいと言っているわけですが、よろしくお願いします。

〇〇番 〇〇委員 1つよろしいですか。

議長 ちょっと待ってくださいね。

〇〇番 〇〇委員 あえてこの間の視察と一緒にのお話で……

議長 ちょっと待ってください。

今の〇〇委員のご意見、しっかりと受け止めましたので、できる限り皆様と協力して、非農地については判断をして、的確な処理をしていきたいと考えます。どうぞよろしく願いいたします。

〇〇番〇〇委員 もう判断はできているんじゃないですか、荒れ地調査したんだったら。その後、事務局がそこを認めてくれれば、すぐに済むという話ですよ。

議長 事務局。

事務局（〇〇） 具体的な判断のやり方は、今、調査をされたと判断しているので、あとは事務局がということとおっしゃいますけれども、法務局と打合せをしたときには、再度確認に行かないといけないと、調書を作らないといけない。農業委員さんの誰々さんと調査を行いました。その書類まで要ります。ですので、あくまでも今、出しているのは、候補地を選ぶだけです。候補地も、先ほど冒頭にも言いましたけれども、どこから取りかかってくるか、どこの地区からやっていくか、その辺は改めて決めて進めていかないと、例えば加津佐、口之津、南有馬、そういった順番でやるのか、地籍調査が早く完了したところ、例えば有家、口之津、そういったところから取りかかってくるのかと、そういったところまで具体的に決めて進めていきたいということでございます。

〇〇番〇〇委員 なぜそがんとおっしゃっていませんでしたか。もう前から言っておったじゃないですか、そういうことは。

事務局（〇〇） 前からと言いますが、私が来てからというか、私が来る前に1回か2回あっただけです。それから全然手をつけていないと。そういうところで私が来ました。ですので、〇〇委員がおっしゃるとおり、南島原市は多いので取りかかっているといけないということで、8年から取りかかっていますと。ですので、ご協力をよろしく願いますということになります。以上です。

〇〇番〇〇委員 8年まで待っておけということだよな。

事務局（〇〇） そうです。

〇〇番〇〇委員 じゃんじゃん荒らしておいてください。

事務局（〇〇） ということですので、ご協力をよろしく願います。

〇〇番〇〇委員 8年までせんということね。8年からすると。

事務局（〇〇） 8年からするということです。

議長 〇〇委員。

〇〇番〇〇委員 おっしゃるとおり、この間、視察に行ったとおり、先ほど言われたとおり、8年度からそういうふうに行われるということなら、やっぱり積極的に法務局といろいろまた、この間、視察のようにぼんぼん出して行って、赤判定をしたところをぼんぼん出して行って、そういう奥地の畑を荒れ地にするというか、除外するというような方向を、極端な話、もう本当、法務局と一緒に仲よくしてもらってから、出して行ってやらせてもらえればと思います。この間、視察の時の見解で、よろしく応援したいと思っているので、どうもどうも。

議長 〇〇推進委員。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

今、事務局のご説明で、〇〇さんが新しい土地を取得するためにこの非農地証明を出されたら

いうことで、今後、もう今、南島原市の場合に、荒れた土地を持っていけば農地が取得できないという状況になっておりますので、申されたと思うんですけども、こういう相談があった場合、やっぱり皆さんが誰でもよか畑に乗り換えていかれるのが世の常と思うんですけども、こういう相談があった場合ですよ。もう荒れた土地を持っていけば、非農地証明をされて、新しい土地を求められたらいいんじゃないかという説明をしたらいいんでしょうか。

議長 事務局。

事務局（〇〇） 今のご質問に答えませうけれども、農地法第3条で、今回、農地を取得したいということなんですが、この農地法第3条につきましては、まず取得要件としては、荒れ地があったり、違反転用があったりすると、まずそれを解決してくださいというのがあります。それが要するにクリアしなければ農地取得できませんというのがありますので。それで今回の荒れ地につきましては、以前は、認定農家さんであれば基盤強化法という法律があって、そちらのほうで農地を集約するという形でできていたところだったんですが、その法律はもうなくなっておりますので、今現在は農地法第3条でというのが主流になっております。

その中で、やはりほかのところもそうなんですけれども、まずこういうものを解決してくださいというのがあるって、その中で非農地というのが出てくるんですけども、その非農地につきまして、この非農地証明書の交付願につきましては、言えどもかきこもできるわけではないわけですね。ですので、ご相談していただいて、まずその土地が非農地証明書を交付できるかどうかというところが当然判断されることとなります。だから、今回のようにもう周りもそういうふうな形になっているということでもあるし、また農振内農用地でもないということでもありますので、そういったいろんな条件を確認させていただいて、その中で非農地証明書交付ができるかどうかというのを判断しているということとなります。

あと当然、皆さんに現場に行ってもらって、実際の状況を見ていただいて、今回のように総会に上げさせてもらっているという状況になりますので、必ずできるんじゃないということですね。条件等もありますので、そういうのも加味する必要がありますよということでご理解いただければと思います。

以上です。

議長 よろしいでしょうか。

〇〇番〇〇委員 ありがとうございます。

じゃ、どういうふうにそういう取得条件があれば、一般的に見て、もうこれは荒れ地やということであれば、そっちをもう勧めていいですか。

事務局（〇〇） まずは、農地法第3条で取得をしたいという場合につきましては、こちらでもらい受ける方の農地の状況、今の現状を、まずは航空写真で確認しますけれども、まず現実を確認いたします。ですので、まずは事務局のほうにご相談に来ていただければなと思っております。そのときに、こちらから聞き取りで確認させてもらおうと思います。まずは、事務局に来ていただければということ、進めていただければと思います。

以上です。

〇〇番〇〇委員 ありがとうございます。

議長 それでは、ほかの委員さんからご意見等ございませんか。

（「なし」との声）

議長 ご意見がありませんので、非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声）

議長 異議なしと認めます。よって、非農地証明書を交付することに決定いたします。

次に、番号2について、事務局に説明を求めます。

事務局(〇〇) それでは、11ページをお願いいたします。

番号2、北有馬町の〇〇さん、南有馬町〇〇番〇及び〇〇番、地目、畑、現況、山林です。2筆合計1,446平米となっております。転用の目的は山林です。平成22年頃から耕作しなくなり、平成26年頃から山林化しているという状況になります。

なお、非農地になることにつきましては、近接の農地の所有者からは承諾を得ているということを申し添えます。

以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いいたします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

これも1月23日金曜日2時15分頃より、〇〇、〇〇委員、〇〇、〇〇推進委員、事務局2名で見てまいりました。場所は、まず〇〇番のほうは、旧〇〇で、今、立派な〇〇場ができていますけれども、〇〇に上る道の途中にあります。ご覧のとおり山林化してしまっていて、下のタマネギのところの地主さんにも相談をしているみたいで、許可をもらっているみたいです。

あともう一つも、車ではちょっとぐるっと回っていかなくちゃいけなかったんですけども、〇〇のほうに入って行ってちょっと右に入ったところなんですけれども、ここもまず畑まで入る道がないというのと、山林化してしまっていました。これも隣、両方の地主さんには許可を得ているということです。あとは特に問題ないと思われまして、皆様のご審議よろしく申し上げます。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行された〇〇番〇〇推進委員からご意見等ございませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。

〇〇委員の言われたとおり、問題ないと思います。

議長 ほかの委員さんからご意見等ございませんか。

(「なし」との声)

議長 ご意見がありませんので、非農地証明書を交付してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認めます。よって、非農地証明書を交付することに決定いたします。

以上をもちまして、議事を終了いたします。